四(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　三百九十二号
(三)　道路の区域

区間	後変別更前	敷地の幅員	延長
北海道白糠郡白糠町東一線一一〇番七から同町	後前	二二六・七七メートル 八八〇・四四メートル	〇〇・三二キロメートル
茶路東一線一白糠郡白糠町八まで			

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

○北海道開発局告示第四十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年三月二十五日

北海道開発局長　関　克己

その関係図面は、平成二十二年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百二十九号	北海道古宇郡神恵内村大字珊内村一地先から同村大字珊内村字フレペツ六番地先まで	北海道開発局及び同局小樽開発建設部
〃	北海道古宇郡神恵内村大字珊内村字キナウシ二番から同村大字珊内村字フレペツ六番地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃
二百四十二号	北海道足寄郡陸別町字陸別一三一番から同町字陸別基線三道七番一郡五まで	北海道開発局及び同局帯広開発建設部
二百七十四号	北海道沙流郡日高町字千栄一一九番一地内（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北海道開発局及び同局室蘭開発建設部
〃	北海道沙流郡日高町字千栄一一九番一地内（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）から同町字千栄九番一まで（日高流域森林計画区、関係区分署管理班国有林北一部表示の五〇同町字千栄小栄班）	〃
〃	北海道沙流郡日高町字千栄一一九番一地内（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）から同町字千栄九番一まで（日高流域森林計画区、関係区分署管理班国有林北一部表示の五〇同町字千栄小栄班）	〃
三百九十二号	北海道白糠郡白糠町東一線一一〇番六から同町茶路東一線一一四番六まで	北海道開発局及び同局釧路開発建設部

供用開始の期日　平成二十二年三月二十五日

官　庁　報　告

官　庁　事　項

東北地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路に指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成 22 年 3 月 25 日　　東北地方整備局長　青山　俊行

道路の種類	路線名	区間
一般国道	49号	郡山市桑野四丁目54番から同市富田町字中亀田14番３までの上下線

労　働

最低工賃の改正決定に関する公示

岩手労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、岩手県婦人既製洋服最低工賃（平成19年岩手労働局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 3 月 25 日　　岩手労働局長　山嵜　眞司

岩手県婦人既製洋服製造業最低工賃

1　適用する家内労働者　岩手県の区域内で婦人既製洋服製造業に係るまとめの業務に従事する家内労働者

2　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3　第１号の家内労働者に係る最低工賃額　次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品目	工程	規格	金額
ワンピース又はブラウス	千鳥がけ	長さが３cm間に６個以上	２か所につき　18円
	星入れ	長さが３cm間に３針以上	10cmにつき　12円
	まつり	針目が３cm間に４針以上	10cmにつき　８円
	スナップ付け	スナップの大きさ共通	１組につき　19円
	かぎホック付け	スプリングホック、大きさ共通	１組につき　19円
	玉縁ボタンホール	見返しまつり3.5cm以内	１個につき　13円
	かんぬき止め	スリット、箱ポケット	２か所につき　12円
	ボタン付け	根巻きなし	１個につき　６円
		根巻きあり	１個につき　８円
		力ボタン付き、根巻きあり	１個につき　10円
	鎖糸ループ付け	糸ループの長さ共通	２か所につき　10円
	ベント止め	×印しつけ止め	１か所につき　７円
	セッパ止め	３針以上	２か所につき　７円
	プリーツしつけ	×印しつけ止め	１か所につき　７円
	肩パット付け	３か所以上、ループ止め	２か所につき　25円
	糸くず取り		１枚につき　20円
ジャケット又はコート	千鳥がけ	長さが３cm間に６個以上	２か所につき　18円
	星入れ	長さが３cm間に３針以上	10cm　12円
	まつり	針目が３cm間に４針以上	10cmにつき　８円
	スナップ付け	スナップの大きさ共通	１組につき　19円